

鈴鹿市公告第4号

磯山Ⅱ調査区内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、その結果に基づき地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和6年1月19日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 地図及び簿冊の名称

地籍図原図及び地籍簿案

2 閲覧期間及び閲覧時間

令和6年1月20日から同年2月8日まで（1月21日、同月27日、2月3日及び同月4日を除く。）の午前9時30分から午後4時までの間とする。

3 閲覧場所

（1） 令和6年1月20日、同月22日、同月23日、同月24日、同月28日及び同月29日

鈴鹿市立栄公民館

（2） 前項に掲げる閲覧期間中前号に掲げる期間以外の期間

鈴鹿市役所本館8階土木総務課

4 訂正の申出

（1） 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に当該調査を行った者に対し、訂正の申出をすることができる。

（2） 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付するものとする。